

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成26年6月29日（日）午前8時30分頃、林道魚切線を通行中の車両が、横断側溝の上を通過した際、同側溝の鋼製蓋が跳ね上がり、車両を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥127,440-

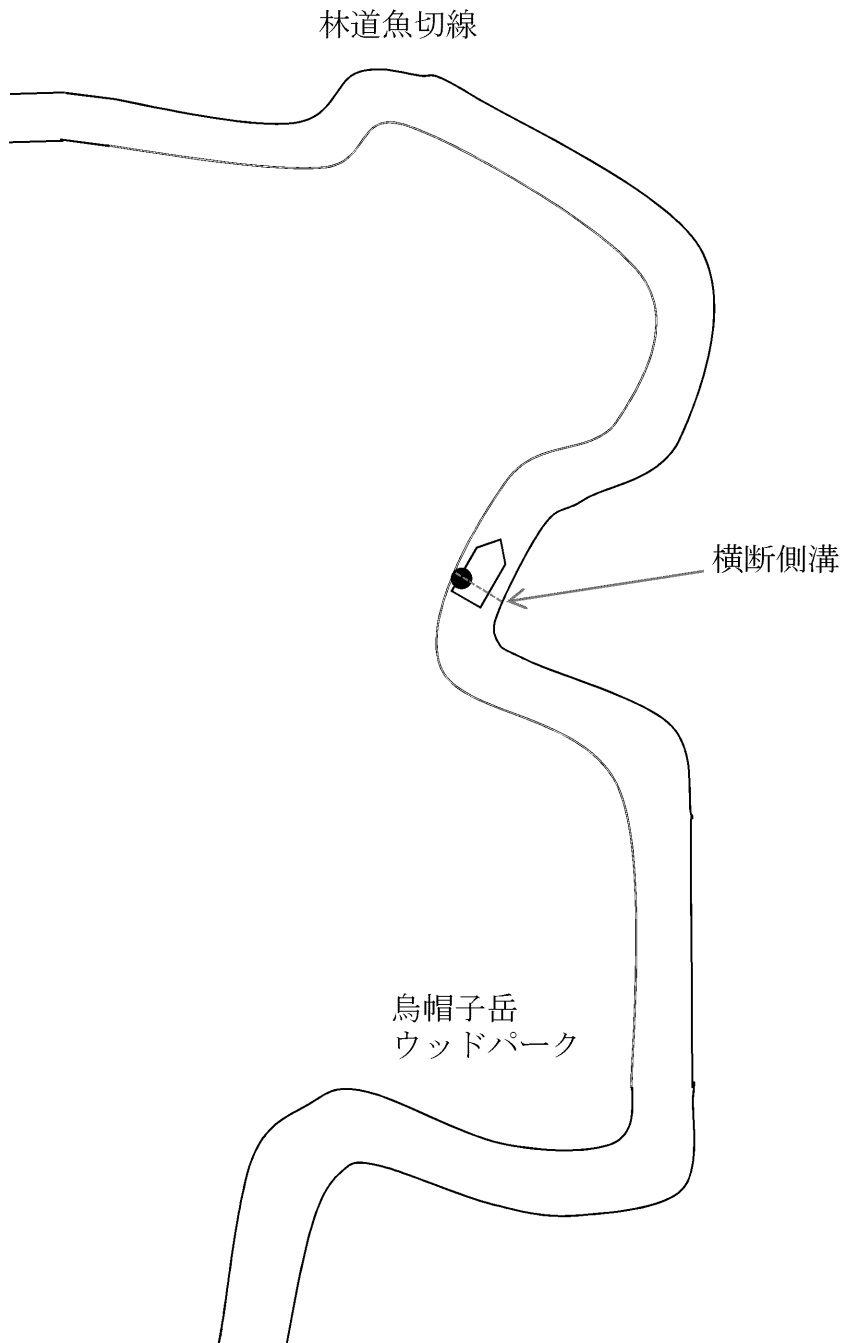
2 専決処分の年月日

平成26年8月6日

(参考)

事故状況図

至県道瀬越下松線（八代方面）



烏帽子岳

◀ 相手方車両